

## 重度訪問介護の対象拡大について

### 1 新たに重度訪問介護の対象となる者の範囲

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者

- ・障害支援区分4以上
- ・現行の障害福祉サービスにおける障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（11項目）の合計点数が8点以上である者（平成26年度からの障害支援区分への変更に伴い、認定調査項目や選択肢の変更が行われることを踏まえ、所要の見直しを行う予定）

### 2 行動障害を有する者に対する重度訪問介護の支給決定について

行動障害を有する者に対する重度訪問介護の支給決定に際しては、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントを踏まえて障害特性や環境調整の必要性などが盛り込まれたサービス等利用計画が作成されていることが必要であり、そのために相談支援事業者を中心とした連携の下で、サービス担当者会議等において支援方法等を共有していただく必要がある。

また、行動障害を有する者に対する重度訪問介護の報酬算定に当たっては、上記の取扱いを経た上で重度訪問介護を行った場合に所定単位数を算定できる扱いとする。

なお、アセスメントの基本的な考え方を示した通知が国から発出される予定。

### 3 障害支援区分への見直しに伴う行動援護の基準の変更について

障害支援区分への見直しに伴い、行動援護及び重度障害者等包括支援の行動関連項目に関する基準を、従来の項目を踏襲した12項目とし、基準点は10点以上とすることとしている。これに伴い、生活介護の人員配置体制加算等の対象者となる基準についても変更となる。